

# 11月1日は「警備の日」

「警備の日」は、社会の安全・安心への関心が高まる中で、役割がますます重要になっている警備業への理解と信頼を高めることを目的として、山梨県警備業協会では、様々な取組を行っています。

※「警備の日」の11月1日は、警備業法が1972年（昭和47年）11月1日に施行されたことにちなんでいます。

「県民の日」イベント会場において啓発活動を行いました。

一般社団法人山梨県警備業協会は、11月17日（日）、小瀬スポーツ公園において開催された「県民の日」のイベントに参加し、チラシ・リーフレット等の配布や警備の仕事の内容についてPRを行いました。また、全国警備業協会のマスコット「ガードくん」と警備服を着用した子どもたちとの記念撮影会も行われ、「地域の身近な存在で安全・安心に貢献する魅力ある警備業」をアピールしました。

